

鏡石町若者定住者 J R 通勤補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、本町に住宅を取得した若者を対象に、J R を利用した町外への通勤に要する経費の経済的負担を軽減するため、鏡石町若者定住者 J R 通勤補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年鏡石町規則第3号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通勤 J R 東日本（東北本線・東北新幹線）を利用して自宅と勤務先を往復すること
- (2) 通勤費 通勤に要する経費

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が特に認める者については、この限りではない。

- (1) 来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成31年鏡石町要綱第9号）の交付対象者及び交付対象者が属する世帯の世帯員で、初回申請日において40歳未満である者
- (2) 補助対象者及び同居する世帯員に、町税等の滞納がない者
- (3) 補助対象者及び同居する世帯員が、暴力団員（鏡石町暴力団排除条例（平成24年鏡石町条例第3号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、連続する2年間（24月）を限度として、年度ごとに申請するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、月額通勤費のうち、勤務先から支給される通勤手当額を差し引いた額の1/2とし、月額上限を5千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鏡石町若者定住者 J R 通勤補助金交付申請書（第1号様式）及び在職証明書兼通勤手当支給額証明書（第2号様式）に関係書類を添え、年度ごとに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、添付書類の審査及び必要な調査を行った上で補助金の交付の可否を決定し、鏡石町若者定住者J R通勤補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 補助対象者は、補助金の交付申請内容又は決定額に変更又は中止が生じたときは、鏡石町若者定住者J R通勤補助金交付変更申請書(第4号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、書類の審査及び必要な調査を行い、鏡石町若者定住者J R通勤補助金交付変更決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、交付決定期間が満了したときは、鏡石町若者定住者J R通勤実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告は、交付決定期間が満了した日から起算して60日を経過した日又は交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、書類の審査及び必要な調査を行った上で交付を適当と認めるときは、対象者に鏡石町若者定住者J R通勤補助金交付確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた対象者は、確定通知日から20日以内に鏡石町若者定住者J R通勤補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第13条 町長は、対象者が要綱の規定に違反したとき、又は申請内容と事実に著しい相違があるときは、鏡石町若者定住者J R通勤補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の交付を変更決定し、更に既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を鏡石町若者定住者J R通勤補助金返還命令書(第10号様式)により命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、鏡石町若者定住者 J R 通勤補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

